

発議第 1 号

後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書について

後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書について別紙のとおり提出する。

平成 20 年 8 月 26 日提出

提出者	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	平田 研一
提出者	同 上	奥田 登
提出者	同 上	小林 あきろう
提出者	同 上	森川 信隆
提出者	同 上	米澤 修司
提出者	同 上	宮本 繁夫
提出者	同 上	せのお 直樹
提出者	同 上	曾我 千代子

提案理由

地方自治法第 99 条の規定に基づき、関係行政庁に意見書を提出する必要があるので提案する。

## 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書（案）

4月1日から75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と名づける「後期高齢者医療制度」が始まっている。この制度は、財政的観点から医療費を削ることに重点を置き、保険料を年金から天引きする一方、終末期医療や包括払いの導入など、高齢者が十分な医療を受けにくくなるという仕組みである。健康弱者でもある75歳以上の高齢者を年齢で区切り、74歳以下の国民と異なった制度の対象とする差別医療であり世界にも例がない。また、低所得層において従来よりも保険料負担が高くなった例もあり、また、後期高齢者医療制度加入者の保険料の伸び率が現役世代よりも高くなる可能性がある仕組みとなっている等、様々な問題点があり、国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていない。

さらに、同制度の財政構造は、5（公費）：4（74歳以下）：1（75歳以上）と負担割合が決められている。これにより、給付費が膨らむほど保険料が高くなり、保険料抑制のためには医療給付を抑制せざるを得ず、医療給付費が総量規制されるという根本的な問題がある。

すべての国民が互いに尊厳を尊重し、長寿を祝う医療制度でなければ、国民が安心して安定した暮らしを営むことはできない。よって本議会は、後期高齢者医療制度を廃止し、喫緊の措置として従来の老人医療制度に戻すとともに、最終的に年齢や雇用形態での差異をなくし、医療保険を国民が公平に負担し、平等に医療サービスを受けることのできる新たな制度設計を行うため、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く求めるものである。

### 記

- 1．2009年4月1日に後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）を廃止し、喫緊の措置として、従来の老人医療制度（老人保健法）に戻すこと。
- 2．2008年10月1日に保険料の年金からの天引き（特別徴収）を廃止すること。
- 3．被扶養者からの保険料徴収は廃止までの間、凍結すること。被扶養者以外の保険料についても、2008年10月1日から軽減を図ること。

4．上記の措置を講ずるに当たっては、地方公共団体及び保険者の負担を出来る限り軽減するよう配慮すること。また、国民の間に混乱を生じることのないよう、内容の周知徹底等、万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年 8月26日

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
財務大臣	伊吹文明様
厚生労働大臣	舩添要一様
総務大臣	増田寛也様

京都府後期高齢者医療広域連合議会 議長 西脇 尚一